

マイアミ・ドラッグ・コート ロジネック判事 来日講演より

事務局長 尾田真言

平成20年3月8日と10日の両日、龍谷大学矯正・保護研究センター主催の「薬物依存症への新たな挑戦～日本版ドラッグ・コートの可能性」と題する国際シンポジウムが、アパリの協賛により開催され、8日の東京会場は約70名、10日の京都会場には約100名の方が聴講においでいただきました。講演の内容については、今後発行予定の龍谷大学の出版物に掲載予定ですので、本稿では、5つの質問に対する回答を中心に基調講演をしていただいたロジネック判事の話をお伝えします。



初めて来日したロジネック判事



ロジネック判事を囲んで（東京会場）

Q.1 マイアミではどのような経緯でドラッグ・コートが創設されたのでしょうか？

1980年代、マイアミ・デイド郡ドラッグ・コート設立にあたり、いくつかの出来事があった。そのひとつが、80年代前半、12万人のキューバ人が難民となってマイアミに避難した。当時のキューバのフィデル・カストロ大統領が、刑務所（jail）や精神病施設を開放したため、キューバ難民の15%がこういった受刑者、入院患者であったと推定される。

マイアミの治安は一気に悪化し、コカインのアメリカ国内への代表的密輸港となってしまった。そして、犯罪増加（特に薬物使用と密売）の結果、刑務所の過剰拘禁現象が起これ、裁判所は刑務所からの早期釈放を命令する事態に陥ってしまった。この事態と、中流家庭の若者の薬物犯罪の逮捕が増加したことから、刑務所に代わる制度への需要が高まっていった。

第11巡回裁判所（フロリダ）の首席判事は、1年近く、薬物依存症の回復を支援する全米の施設等を調査し、地域機関の協力により、刑務所の代替策として、薬物依存症治療を刑事司法制度の中で裁判官の監督の下に行うドラッグ・コートをマイアミで1989年に創設させた。

Q.2 ドラッグ・コートが創設される前は、薬物所持事犯者に対してどのような刑罰が科せられていたのでしょうか？ その刑罰の種類、期間等、教えてください。

違法な薬物所持に関する法定刑はフロリダ州法に定められている。20グラム以下のマリファナの所持は刑務所への1年以下の拘禁刑。20グラム以上の所持、及び他の違法な薬物の所持（たとえばコカイン、ヘロインなど）は重罪として、州刑務所への5年以下の拘禁刑が規定されていたが、通常は、長期の実刑は科せられていなかった。ドラッグ・コートの設立前は、一般的には、薬物所持の初犯者は、地域社会へ貢献していると認められた場合は、逮捕から釈放までの身柄拘束期間は1～2日であった。量刑はフロリダ州法の範囲内で裁判官の裁量に委ねられていた。

2回目の者には通常30日から60日の実刑が科せられた。

3回目の者には通常4ヶ月のTASC(Treatment Alternative to Street Crime)と呼ばれる収容施設への拘禁と保護観察が言い渡された。

Q.3 ドラッグ・コートでの裁判はどのような手続きで行われていますか？

フロリダ州法は、営利目的事犯以外の薬物の所持や購入事犯に対し、初犯者にはドラッグ・コートへの参加資格を与え、最低一年間の回復プログラムを無事終了出来た場合、裁判所による公訴棄却、あるいは、検察官により不起訴となる（ちなみに、フロリダ州法には、違法薬物の使用罪は規定がない）。

この法律は1990年代中盤に施行された。そして5年前からは、処方箋の不正入手による薬物事犯に対しても、ドラッグ・コートへの参加を認めるようになった。



最高裁判所の前で（東京）

マイアミ・ドラッグ・コートはフロリダ州法より先に存在していたので、ドラッグ・コートに関する規定には若干相違が見られる。ここでは、卒業のための最低条件は「2-2-2」と呼ばれ、つまり、週2回のカウンセリングに出席すること（グループまたは個人）、72時間の間隔を置いた週2回の尿検査、そして週2回の12ステップ・ミーティング（NA、AAなど）、12ステップが合わない人のためのミーティング（RR=Rational Recovery）への参加に加え、定期的な出廷である。

その他の参加条件・手続は以下のとおりである。

1. 窃盗など非暴力犯罪の被告人で薬物またはアルコール依存の問題を抱えている者も、マイアミ・デイド郡のドラッグ・コートに参加できる。この方針は、州検事とマイアミ・デイド郡の公設弁護人の同意の下、第11巡回裁判所首席判事の行政命令により、決定された。
2. 州法とは異なり、非暴力犯罪の前科2犯の者も、ドラッグ・コートへの参加資格がある。しかし、初犯と違い、この者は、ドラッグ・コートを無事終了した後でも、公訴棄却とはならず、起訴されるが有罪判決の宣告猶予を受け、フロリダ州法の下では、有罪判決が言い渡されない。
3. ここの卒業生で、再逮捕された者は、再度1年間のプログラムに参加できる。無事終了すれば、公訴棄却となる。
4. 前科3犯以上の者は、参加できない。
5. プログラム全過程を終了した者は、トリートメント・プログラムの推薦を受け、卒業できる。

Q.4 薬物依存症回復プログラムをどのように開発しているのか？

どのようにして治療機関（treatment provider）と契約しているのか？



講演の様子（東京会場）

1989年にマイアミ・ドラッグ・コートが設立された時、デイド郡（現在はマイアミ・デイド郡）はマイアミ・ドラッグ・コート専用の通所型の外来トリートメント・プログラムを作った。当時は、ドラッグ・コートの被告人は全員この「ドラッグ・アンド・トリートメント・プログラム」（DATP）を受講した。このプログラムには3つの段階（解毒期、安定期、アフターケア期）があった。

1999年以来、治療機関のネットワークを広げ、営利企業としての治療機関も、非営利目的の治療機関も、続々とマイアミ・ドラッグ・コートからクライアントの受け入れを希望した。現在に至っては、郡によるDATPの他に、30以上の民間治療機関がある。

ドラッグ・コートの協力の下で作成されたプログラムはDATPプログラムだけである。ほとんどの場合、ドラッグ・コート設立後にできたプログラムは、「需要と供給」から生じたものである。最低基準としてドラッグ・コートは「2-2-2」の規定を定めているが、時間、場所、費用などはそれぞれの治療機関が設定する。もちろん、費用に関しては、ドラッグ・コートが民間プログラムにクライアントを送る際には、価格が良心的であることを確認している。

Q.5 尿検査で陽性反応が出た場合はどうするのですか？

尿検査の結果が陽性であった場合、制裁（sanction）が課される。しかし、クライアントがいつからプログラムに参加したのか、クライアントが裁判所に対して正直であったのかと言うことが加味され、制裁の程度は異なる。すべての制裁はできる限り速やかに課せられるべきである。

制裁の特徴として次のものが挙げられる。

1. プログラムに参加してから30日以内に再使用し、薬物の使用をやめなかった被告人は、裁判官の面前に出廷させられる。こういった被告人はさらに頻繁に出廷させられ、場合によっては12ステップ・ミーティングにも出席させられる。
2. 30日以上断薬状態から再使用した被告人は「何が私を再使用に走らせたか」と題した作文を提出させられるとともに、回復プログラムの中の再発予防に関する個人カウンセリングを受けさせられる。
3. プログラムに通うのをやめてしまった後出廷し、尿検査が陽性であった被告人は、その晩は刑務所に収容され、翌日、再発予防のためのカウンセリング・プログラムに参加させられる。
4. 薬物使用を続ける被告人は2週間刑務所に収容され、通所型プログラムから入寮型プログラムへ変更させられる可能性がある。
5. あらゆる制裁を加えた後に、それでも違法な薬物やアルコールの使用を続ける被告人に課せられる最大で最後の制裁は、ドラッグ・コートからの追放と、通常の裁判手続へ送致されることである。



懇親会にて記念写真
（京都会場）